

事務連絡  
令和4年1月28日  
令和4年3月18日一部改正

都内各保健所長 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の対応について  
(感染拡大緊急体制への移行について)

平素より、都の保健衛生行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年1月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」(以下「国通知」という。)等に基づき、対応をお願いしておりましたが、現下の感染状況を踏まえ、下記の通り対応を変更いたします。

なお、別添のとおり東京都医師会及び都内各診療・検査医療機関に通知しておりますことを申し添えます。

記

1 医療機関における診断方法の変更等について  
(改正事項)

改正前本通知中「1 診断方法の変更等について(3) 受診時に、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった旨の申し出があった場合、医師の判断により検査を行わなくても、臨床症状で診断を行うことが可能であること。届出の際は、疑似症患者として届け出ること。」(※)としてきたところです。

この特例疑似症の取扱いについて、原則、本通知をもって廃止します。

ただし、陽性となった保護者の同居する子(小児)が発症するなど診療・検査医療機関への受診が困難であり、かつ、往診や下記(1)及び(2)の対応も困難な場合において、例外的に実施することは可能とします。

その場合においても、入院調整時においては確定診断が必要となる場面が多いため、重症化リスクの高い方については、検査実施の徹底をお願いします。また、経口抗ウイルス薬の投与を行う場合は、検査による確定診断が必要となります。

なお、令和4年3月末までの期間においては、移行期間として当該取扱い(※)による診断対応を可能としますので、柔軟な運用をお願いいたします。

- (1) 重症化リスクが低いと考えられる方が発症し、受診前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定される体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キット等での自主検査を実施した場合、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する自主検査の検査結果

を持って確定診断を実施して差し支えない。

- (2) 診療にあたっては電話診療、オンライン診療等の遠隔診療を活用することが可能であること。
- (3) 国通知「2. 外来医療のひっ迫が想定される場合」の対応について、都においては実施しません。

【参考】重症化リスクの考え方について

「新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）診療の手引き第 7.0 版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000904149.pdf>

## 2 特例疑似症の取扱いについて

- (1) 特例疑似症患者について、届出があった場合、1 に示す要件に該当するかを御確認ください。その際、要件に合致しない届出があった場合は、当該届出を実施した医療機関に対し、通知内容を周知の上、対応に協力いただくよう御説明ください。

- (2) 医療機関で診断した場合の HER-SYS への入力方法については、別添医師会向け通知の別紙 2 「発生届の記載についてのごお願い」を御確認ください。

なお、現在の HER-SYS の仕様上、上記方法で疑似症と登録した場合、医療機関から My HER-SYS による通知ができません。医療機関において、My HER-SYS による通知及び健康観察を実施する場合、保健所からの通知が必要となりますので、御対応お願いいたします。

- (3) 特例疑似症患者については、感染症法第 8 条第 2 項に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者とみなして、感染症法の規定を適用することになり、原則感染症法第 4 4 条の 3 第 2 項に基づく自宅療養をお願いすることになります。

なお、医師の診断により入院が必要とされた場合は、通常の疑似症患者としての発生届が必要となります

- (4) 経口薬など治療薬を投与する場合や他疾患との鑑別が必要な場合などにおいて、診断を確定するためには、検査を実施する必要があります。

なお、対症療法を実施するに当たっては、検査の必要はありません。

## 3 感染拡大緊急体制への移行について（詳細は令和 4 年 1 月 28 日付事務連絡「感染拡大緊急体制への移行に伴う自宅療養者フォローアップセンターの健康観察対象者の変更について」参照）

都内の新規陽性者数及び療養者数等の状況を踏まえ、各関係機関における陽性者対応について、以下の体制への移行をお願いいたします。

- (1) 医療機関による診断・療養方針の決定

1 に基づき、医療機関において診断後、医師の判断に基づき療養方針が決定されます。

なお、必要に応じ、医療機関から保健所に連絡の上、医療機関において陽性者の健康観察が実施する場合があります。

- (2) 保健所における対応

医療機関から提出された発生届から、すべての新規陽性者（医療機関での健康観察が行われる者を除く）に対し、架電又はショートメッセージにより連絡を取った上で、陽性者の状

況に応じた支援を実施してください。その際、全員に「自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）」を案内してください。

また、架電せず、ショートメッセージによる連絡のみの対応となる陽性者については、当該メッセージをもって保健所からの連絡となること、また、支援が必要な場合は、陽性者自らが自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）に連絡を取り、必要な支援を要請すること、この2点を確実に伝達してください。

#### ア 療養方針の決定

(ア) 医療機関から提出された発生病から療養先調整が必要な陽性者を把握し、同居の有無、症状等に応じ以下の療養調整を実施してください。

- ① 入院
- ② 宿泊療養（陽性者自身が申し込むことも可能です）
- ③ 感染拡大時療養施設（2022年2月1日より、陽性者自身が申し込むことも可能です）

(イ) 療養調整後、自宅療養となる陽性者について、以下の対象者については保健所による健康観察をお願いします。なお②については、都に登録した協力医療機関による健康観察を依頼することも可能です。

- ① 入院待機者
- ② その他、保健所でフォローが必要な有症状者

(ウ) イに該当しなかった以下の陽性者については自宅療養者フォローアップセンターでの健康観察を依頼してください。

- ① 50歳以上
- ② 基礎疾患のある者

(エ) 上記イ及びウに該当しない者についてはショートメッセージ等を利用し、療養者自身での体調管理をお願いします。また、その際自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）を紹介し、体調不良を感じた際に、陽性者自身から必要に応じ連絡をとれるよう併せて情報提供をお願いします。

#### イ 体調悪化時の対応について

(ア) 保健所において健康観察中の自宅療養者の体調が悪化した場合は以下の対応をお願いします。

- ① 医師による診療（往診又は遠隔診療等）が必要な場合は、地域の医療機関に依頼してください。
- ② 入院が必要な場合は、地域の医療機関と調整するか、入院調整本部へ調整を依頼してください。

(イ) 自宅療養者フォローアップセンターで健康観察中の自宅療養者の体調が悪化した場合は以下の対応となります。

- ① 医師による診療（往診又は遠隔診療等）が必要と判断された場合は、自宅療養者フォローアップセンターから医療機関に依頼します。
- ② 入院が必要と判断された場合は、自宅療養者フォローアップセンターから保健所へ連絡又は救急要請を実施しますので、保健所に連絡が入った場合は入院調整を

施してください。

- (ウ) 自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）に自宅療養者から体調悪化の連絡が入った場合は、自宅療養者フォローアップセンターへ対応が引き継がれます。入院が必要とされるなどの場合は、自宅療養者フォローアップセンターから保健所に連絡が入ります。

ウ 療養終了時の対応について

- (ア) 自宅療養者フォローアップセンターにおいて健康観察を実施している陽性者の健康観察終了時には、自宅療養者フォローアップセンターから陽性者に連絡いたします。
- (イ) 自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）に該当する陽性者に対し、療養終了連絡は実施されません。保健所の初回連絡時にショートメッセージ等で療養期間についてあらかじめ通知をお願いいたします。

(問合せ先)

【診断方法、HER-SYS に関すること】

東京都福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課 防疫担当

電話 03-5320-4088

【自宅療養者フォローアップセンター等の相談窓口に関すること】

東京都福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課 保健所連係支援担当

電話 03-5320-4526